資料 1

庄原市立学校のあり方の検討について

1　趣旨

本市では、少子化の進展により、児童生徒の急激な減少が続いており、令和８年度では、小学校 13 校中、複式学級を有する学校は５校、中学校７校中、複式学級規模の学級がある学校が１校となっており、近年の出生数の減少により、学校の小規模化がさらに、より一層進むことが想定される。また、特別支援学級で学ぶ児童生徒は、増加傾向にある。

一方で、広島県教育委員会による県立高校の再編整備の動きもある。

こうした状況を踏まえ、市内の児童生徒が、これから求められる力を育成できるよう、「庄原市立学校のあり方」について、検討することとする。

2　現状と経過

（１）児童生徒数の推移

令和８年５月１日現在の児童生徒数は、1,883 人である。学校適正規模・適正配置基本計画を策定した直後の平成 30 年５月１日現在の 2,375 人から 492 人減少している。また、将来推計によると令和 14 年度には 1,346 人となり、令和８年度からの６年間で、537 人減少する見込みである。　（単位：人）

区分	平成 30 年度 （前回計画策定後）	増減 （実績）	令和８年度 （現状）	増減 （見込み）	令和 14 年度 （将来推計）
小学校	1,549	△361	1,188	△402	786
中学校	826	△131	695	△135	560
合計	2,375	△492	1,883	△537	1,346

※令和８年度までの人数は、公立学校基本数報告（各５月１日現在）による
※将来推計における児童生徒数は、令和８年５月１日現在の県教育委員会指定方法による

（２）学校統合の状況（平成 29 年度⇒令和８年度）

①小学校

統合前			統合後
地域	学校名		学校名
庄原	庄原小学校		庄原小学校
	川北小学校		
	永末小学校		永末小学校
	高小学校		高小学校
	板橋小学校		板橋小学校
	峰田小学校		
	東小学校		東小学校
	山内小学校		山内小学校
西城	西城小学校		西城小学校
	美古登小学校		

統合前			統合後
地域	学校名		学校名
東城	東城小学校		東城小学校
	八幡小学校		
	粟田小学校		
	小奴可小学校	⇒	小奴可小学校
口和	口北小学校		口和小学校
	口南小学校		
高野	高野小学校		高野小学校
比和	比和小学校		比和小学校
総領	総領小学校		総領小学校
	19 校		13 校

②中学校　統合はなし。

（３）庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画策定とその見直しの経過

①経過

・平成 30 年１月　「庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画」（基本計画）策定
　　（計画期間：平成 29 年度～令和８年度　10 年間）
・令和４年　１月　基本計画の見直し

②基本計画の概要（Ｈ30.１）

ア）適正規模について
○小・中学校とも１学級あたりの児童生徒数は 20 人以上
○１学年の学級数は２学級以上が望ましい
　なお、本市の実情を考慮した場合、１学年１学級の規模でもやむを得ない

イ）適正配置について
○小学校：旧市町の区域内において学校の再編をし、特に単式学級編制につながる配置を行う。
○中学校：適正規模を確保するため、旧市町の区域を越えた学校の再編を行う。

ウ）適正配置の対象校
○小規模校を統合の対象とするが、複式学級や少人数学級の解消を優先する。

エ）適正配置の方法
○統合先は、統合時や、その後予想される児童生徒数の多い学校を基本とし、施設状況なども含め、総合的に判断。

③基本計画見直しの概要（Ｒ４．１）

ア）基本的な考え方について
　学校の実態や教育環境を十分検討しつつ、保護者及び地域と、より一層協議を重ねていく。

イ）小学校について
○第１グループの粟田小学校を含め、第２グループ対象校の統合時期は延期し、複式学級の編制状況及び児童数の推移やこれからの児童に求められる資質・能力などのことを踏まえ、統合について協議を行う。
○統合決定にあたっては、従前どおり保護者及び地域の理解を得ることとする。
○統合への理解が得られない状況においては、次に該当する場合、保護者及び地域と統合について協議を行う。
・保護者及び地域から統合の検討について、意見・要望があった場合。
・複式学級編制（第１・２学年８人以内、第３・４学年 16 人以内、第５・６学年 16 人以内）の状況が見込まれる場合。
　なお、上記に該当しない場合でも、児童数の減少傾向がみられる場合は、再度統合の検討を提案する。

ウ）中学校について
○令和９年４月の統合は実施せず、統合の時期を定めないこととする。
○令和９年４月以降の計画については、保護者及び地域と統合について協議のうえ、方針を決定することとする。
○令和９年４月までの間で、次に該当する場合は、保護者及び地域と統合について協議を行う。

・保護者及び地域から統合の検討について、意見・要望があった場合。
・複式学級編制基準（２学年で８人以内）の生徒数が見込まれる場合。
・統合校の組み合わせについても検討する意見が出た場合。

	小学校		中学校	
地域	現在の学校	統合後の学校	現在の学校	統合後の学校
庄原	庄原小学校	庄原小学校	庄原中学校	庄原中学校
	永末小学校			
	高小学校			
	板橋小学校	板橋小学校		
	東小学校	東小学校		
	山内小学校			
比和	比和小学校	比和小学校	比和中学校	
総領	総領小学校	総領小学校	総領中学校	
西城	西城小学校	西城小学校	西城中学校	西城中学校
東城	小奴可小学校	東城小学校	東城中学校	東城中学校
	東城小学校			
口和	口和小学校	口和小学校	口和中学校	口和中学校
高野	高野小学校	高野小学校	高野中学校	

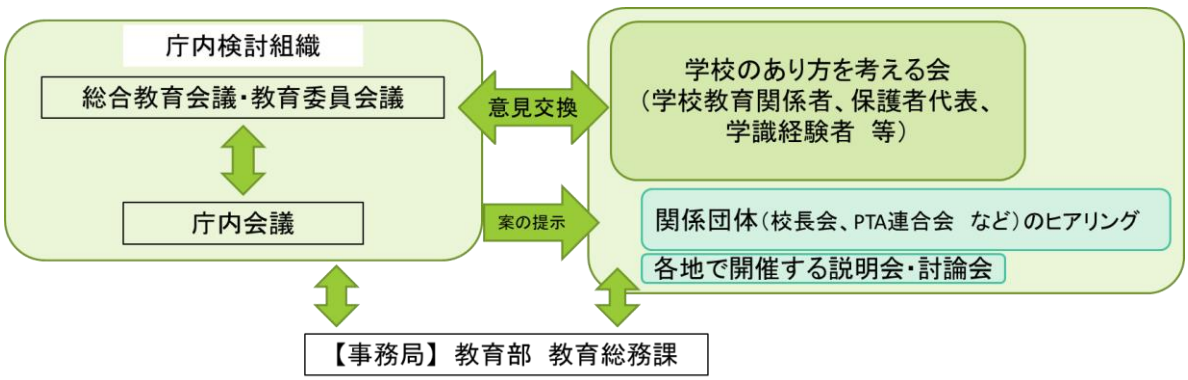
３　検討事項

児童生徒にこれから求められる資質・能力を育成できる市立小中学校のあり方に関し、基本的な考え方をまとめる。

４　すすめ方

「子供たちに求められる資質・能力を育成できる学校」、「子供が学びたい、保護者が学ばせたい学校」を基本として、市教育委員会が「目指す学校の姿（子供・保護者・校長等が望む学校像）」を描き、その姿を実現させるために求められる教育環境は何かを導き出す。その過程では、教育関係者・保護者等で構成する「庄原市立学校のあり方を考える会」を立ち上げ、その会との意見交換を経て検討していくものとする。

また、基本的な考え方のとりまとめの過程においては、関係団体へのヒアリングや、地域での説明会等により広く意見を伺う。



５　スケジュール

令和８年度

①庄原市立学校のあり方の検討
②庁内会議による協議・検討
③庄原市立学校のあり方を考える会（合計５回程度）
④関係団体や地域住民などに説明
⑤「庄原市立学校のあり方に関する基本的な考え方」の策定

令和９年度～

「庄原市立学校のあり方に関する基本的な考え方」に基づく取組の実施